

独立行政法人水産大学校の公的研究費の不正防止計画

平成19年11月6日

一部改正 平成20年4月1日

一部改正 平成21年7月1日

一部改正 平成25年4月1日

本校は、法律に基づき設置された独立行政法人としての社会的責任・使命の重大性に鑑み、これまでも公的研究費の適正な使用に努めてきたところであるが、文部科学省及び農林水産省から示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の趣旨や内容を踏まえ、公的研究費の管理・監査に関して、以下のとおり、不正防止計画を策定し、これを確実に実施することにより、その適正な使用の徹底を図るものである。

なお、本計画は、公的研究費の不正使用の防止のため当面取り組むべき措置を掲げたものであり、今後、不正を発生させる要因の把握とその検証を進めるとともに、文部科学省及び農林水産省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、必要な見直しを行い、公的研究費の適切な使用の推進を図ることとする。

1. 公的研究費の不正使用の防止に向けた管理運営体制の整備等

- (1) 本校における公的研究費の管理・運営を適正に行うための責任と権限を明確にして、本校内外に公表するとともに、本計画の推進等を担当する部署として不正防止計画推進委員会を設置する。
- (2) 「独立行政法人水産大学校における公的研究費の適正な取扱いに関する規程」に規定する最高管理責任者は、率先して本計画の実施に対応するとともに、自らが計画の進捗管理に努める。
- (3) 本校に、公的研究費の事務処理手続（使用ルール等）に関する相談受付窓口を企画情報部企画課に設置するとともに、公的研究費の不正使用に係る通報等窓口を総務部庶務課に設置し、本校内外に公表する。
- (4) 本校のすべての役職員は、「独立行政法人水産大学校における研究活動に係る行動規範」を遵守するとともに、不正防止計画の確実な実施に努め、公的研究費の不正使用の防止を図るものとする。

2. 不正使用の防止に向けた具体的な項目の実施

以下に掲げる項目については、可能な限りすみやかに実施するものとする。

(1) 物品検収の確実な実施

- ① 本学に納入されるすべての物品検収は、「独立行政法人水産大学校請負・買入れ等検査実施規程」に基づき実施することを徹底する。

- ② 物品検収の事務の流れについては、学内の関係者及び納入業者に対して周知徹底を図ることとする。
- ③ 不正防止計画推進委員会は、検収の状況を勘案の上、無作為抽出により、事前通告なしに、かつ、不定期に事実確認のための検査を実施する。
- ④ 納入業者が検収を適正に受けていない場合等は、必要に応じて取引停止等の適切な措置を講じるものとする。

(2) 旅費の事実確認

- ① 出張者が復命書を作成するにあたり、用務内容によって次の事項を義務付けることとする。
 - (ア) 研究打合せ等の用務である場合は、復命書に打合せの相手方の所属・氏名を記述すること
 - (イ) 学会出席等の用務である場合は、大会要旨や当日配布される資料の一部を添付すること
- ② 不正防止計画推進委員会は、無作為抽出により、事前通告なしに、かつ、不定期に事実確認のための検査を実施する。

(3) 雇用の事実確認

- ① 雇用期間に応じて庶務課が指示した期間ごとに、従事者本人（学生等）が、勤務状況の分かる出勤表等、庶務課が指示した資料（成果物を含む。）を庶務課に持参するものとする。
- ② 庶務課は、①の時又は必要に応じて、業務内容等について従事者本人から直接、事実を確認するものとする。
- ③ 不正防止計画推進委員会は、無作為抽出により、事前通告なしに、かつ、不定期に事実確認のための検査を実施する。

(4) 内部監査体制の強化

- ① 本校における内部監査は、「独立行政法人水産大学校内部監査規程」に基づき、監査役が行う。
- ② 内部監査は、本校の業務全般に係る制度及び執行状況（公的研究費の適正な取扱いに関する事項を含む。）について、合法性と合理性の観点から検証し、その結果に基づく改善事項等の指示を通じて、内部統制機能の向上を図り、本校業務の適性かつ効率的な執行の促進に資することを目的とする。
- ③ 監査役は、監事及び不正防止計画推進委員会との連携・調整に努めるものとする。

(5) 不正使用に係る通報等の取扱い

- ① 不正使用に係る通報等については、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）及び「独立行政法人水産大学校公益通報処理規程」に基づき、適正に取り扱うものとする。
- ② 通報等の窓口と併せて、通報等者を保護するためのルールについても本校内

外に周知・徹底を図り、その保護に十分留意することとする。

(6) すべての職員へのコンプライアンス（法令等遵守）の徹底

「独立行政法人水産大学校における公的研究費の適正な取扱いに関する規程」及びその他の本校諸規程、「独立行政法人水産大学校における研究活動に係る行動規範」並びに公的研究費の不正使用の防止に係る上記の（１）～（６）の取組の内容等について、周知徹底を図るための説明会（原則として、すべての職員が参加）等を開催する。

また、行動規範・使用ルール等に対する職員の理解度をアンケート調査等により確認するとともに、理解度に問題があると認められる場合は、必要な措置を講じることとする。

3. 不正防止計画の見直し

上記の項目は、公的研究費の不正使用の防止のため取り組むべき措置を掲げたものであることから、今後も、不正を発生させる要因の把握とその検証を進めるとともに、文部科学省及び農林水産省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考に必要に応じて所要の見直しを行いつつ、本計画を的確に実施していくこととする。